

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（以下「本会」という）定款第2章の規定に基づき、本会の会員について定めることを目的とする。

(会員種別)

第2条 会員は正会員、特別賛助会員、一般賛助会員、個人賛助会員、海外賛助会員とする。

それぞれの会員の定義については、総会又は理事会の決議を経て変更される。

- 2 正会員とは、本会の目的に賛同し、コンピュータエンターテインメントソフトウェアの開発もしくは制作販売又はコンピュータエンターテインメントソフトウェアを利用するために必要なオンライン環境の提供もしくはそれに伴うサービスの供給に関する事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
- 3 特別賛助会員とは、本会の目的に賛同し、主たる事業としてゲーム機器・コンピュータハードウェア等の開発又は制作販売を営み、且つコンピュータエンターテインメントソフトウェアの開発又は制作販売に関する事業を主たる事業としていない法人及びこれらの者を構成員とする団体とする。
- 4 一般賛助会員とは、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする正会員・特別賛助会員・海外賛助会員に該当しない法人及びこれらの者を構成員とする団体とする。
- 5 個人賛助会員とは、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人。
- 6 海外賛助会員とは、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする海外法人で、日本国内に同一法人を持たない者とする。

(入会)

第3条 本会の会員になろうとする者は、別紙1に定める「一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会入会申込書」を会長に提出し、理事会での承認を必要とする。

- 2 第2条第6項に該当する者は、前項の入会申込書の他、別紙4に定める「Written Oath」を提出しなければならない。

(会員の義務)

第4条 会員は本会の主旨に従い、業界の発展のための活動及び本協会の活動に積極的に協力するものとする。

- 2 会員は本会の定める「入会金及び会費規程」に従い、会費等の納入について本会の請求があったときは可及的速やかに納入する。
- 3 会員は本会の定める「倫理規定・倫理規約」に抵触するソフトの開発・制作・販売及びそれらに類する行動をしてはならない。
- 4 会員は本会に対し、各都道府県の暴力団等排除条例に従い、反社会的勢力との取引を排除することを誓約し、本会から求めのあったときは、その旨の誓約書を提出しなければならない。
- 5 その他本会の規程を遵守し、会員外に対して公開してはならない重要事項、機

密保持事項に関しては一切他に漏洩してはならない。

- 6 会員登録情報に変更が生じた場合には、速やかに本会の会員専用サイトにアクセスの上、登録情報を変更しなければならない。

(会員種別の変更)

第5条 現在の会員種別の変更を希望する者は、別紙2に定める「CESA会員種別変更届」に変更理由を明記の上、会長に提出し、理事会での承認を必要とする。

(退会)

第6条 会員が本会を退会しようとするときは、別紙3に定める「退会届」に退会理由を明記の上、会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき。
 - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
 - (4) 会費を納入せず、督促を受けたにもかかわらず、請求日から3箇月以上納入しないとき。

(懲戒)

第7条 会員は、次の行為をしたときは懲戒を受ける。

- (1) 定款又は規程に違反したとき
- (2) 本会の秩序又は信用・名誉を害したとき
- (3) 本会の主旨に反する行為をしたとき

(懲戒の種類)

第8条 懲戒は次の5つとする。

- (1) 口頭注意処分
- (2) 文書注意処分(始末書提出を含む)
- (3) 2年以内の議決権停止
- (4) 退会勧告
- (5) 除名

(聴聞会)

第9条 会員の懲戒に関し、聴聞会を設置する。

- 2 聴聞会議長は、幹部会により選任し、理事会の承認を必要とする。
- 3 聴聞会議長は、必要に応じ5名以上の聴聞会議員の数を定め、議員の任免を行わなければならない。又、聴聞会への代理出席は認めない。
- 4 聴聞会の議長、並びに議員の任期は1年とする。

(懲戒の手続き)

第10条 会員は他の会員について懲戒の事由があると思料するときは、その理由を付して文書により、会長に懲戒請求をすることができる。

- 2 前項の請求を受けた会長は、聴聞会を召集しなければならない。

(懲戒の報告)

第11条 聴聞会は、理事会に対し懲戒の要否についての判断、並びに懲戒相当との判断のときはその種類を付して報告しなければならない。

(懲戒の決定)

第12条 前項の報告を受けた理事会は、懲戒の要否、並びに懲戒相当との判断のときはその種類を議決し、申立てを受けた会員に対し懲戒を行わなければならない。

2 除名については全理事の3分の2以上の多数をもって議決しなければ、総会に付議することはできない。

(会員への復帰)

第13条 本会の会員であった者が退会ののち再入会をする場合においても、第3条に定める入会手続きを行う。ただし、退会の理由に応じて以下の欠格期間を設けることとし、欠格期間は原則入会することができない。また、退会の理由によっては、欠格期間経過後であっても再入会を認めない場合がある。

(1) 通常の手続きによる退会	退会日からの欠格期間	なし
(2) 会費の未納入による退会	退会日からの欠格期間	5年間
(3) 退会勧告又は除名による退会	退会日からの欠格期間	10年間
(4) その他の理由による退会	退会日からの欠格期間	3年間

2 本会の会員であった者が前項に定める欠格期間中に本会が主催するイベントへ参加することは原則として認められず、欠格期間中に本会が主催するイベントへ参加を希望する場合は、都度理事会の承認を必要とする。

(改廃等)

第14条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な文言等の修正については、この限りではない。

〈附則〉

この規程は、平成22年10月1日からこれを施行する。

この規程は、平成23年7月21日から改訂、施行する。

この規程は、平成24年4月25日から改訂、施行する。

この規程は、令和6年7月1日から改訂、施行する。

申込年月日： 年 月 日

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会 入会申込書

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会

会長 辻本 春弘 様

以下の記述により、貴協会の定款・規定等を遵守し会員となることを申込み致します。

代表者： 印

*裏面の会員代表者届をご記入下さい。

フリガナ		
申込法人名 (個人の場合は氏名)		
英語表記		
ホームページ		
郵便番号 本社所在地 代表電話番号		
フリガナ		
代表者氏名		
創立年月(西暦)： 年 月	資本金： 百万円	従業員数： 名
主な事業(具体的にご記入下さい)：		
主な商品(代表的なゲームタイトル等)：		
入会の動機(具体的にご記入下さい)：		
国内事業における家庭用ゲームソフト・オンラインコミュニティ関連事業の年間売上： , 百万円		
		年間総売上： ,
主な会員会社取引先：		
所属されている団体があれば✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> (一社) コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS) <input type="checkbox"/> (一社) 日本アミューズメントマシン工業協会(JAMMA) <input type="checkbox"/> (一社) デジタルメディア協会(AMD) <input type="checkbox"/> (一社) コンピュータソフトウェア協会(JPSA) <input type="checkbox"/> (一社) デジタルコンテンツ協会(DCAj) <input type="checkbox"/> (一社) 日本オンラインゲーム協会(JOGA) <input type="checkbox"/> (一社) モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)		
これまでのアダルトソフトの実績(有・無)：約		百万円
会員種別(該当するものに✓をしてください) <input checked="" type="checkbox"/> 正会員 年会費レベル(1 2 3 4 5 6 7 8 9 10) <input type="checkbox"/> 特別賛助会員 <input type="checkbox"/> 一般賛助会員 <input type="checkbox"/> 海外賛助会員 <input type="checkbox"/> 個人賛助会員		

入会希望日： 年 月 日

会員代表者記入欄

定款第6条（入会）2項〔法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という）を定め、会長に届け出なければならない。〕に基づき、下記の通りお届け致します。

フリガナ			
会員代表者氏名			
役職名			
略歴			
連絡先	住所		
	TEL/FAX	TEL :	FAX(任意) :
e-mail			

連絡担当者記入欄

連絡担当者は、協会事務局からの資料・ご案内等の郵送物受取りや連絡窓口として、かつ社内に対して回覧・周知の計れる方をお願い致します。

会員代表者と同じ場合は、に✓をお願いします。

フリガナ			
連絡担当者氏名			
部署			
役職名			
連絡先	住所		
	TEL/FAX	TEL :	FAX(任意) :
e-mail			

年 月 日

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会

会 長 辻本 春弘 殿

C E S A 会 員 種 別 変 更 届

さて、下記の内容の通りCESA会員種別変更届を提出いたしますので、ご承認下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 会員種別変更

項 目	種 別	内 容
現 在		
変 更 後		

2. 変更理由：

3. 連絡担当者

社名：

部署・役職：

住所：

メールアドレス：

以上

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会
会長 辻本 春弘 様

退会申請日： 年 月 日

会員貴社名：

会員代表者氏名： 印

退会届

この度、当社（貴社名）は、 年 月 日（退会を希望する年月日）をもって
貴協会を退会させていただきたく、本状を提出いたします。

- ・退会の理由：（具体的な理由を以下に記載してください）

以上

(別紙 4)

Written Oath

To: (Name)

Chairman of
Computer Entertainment Supplier's Association(CESA)

We pledge to observe the aims and various regulations of your association,
Before the admission to CESA.
Therefore,we hereby submit a written oath.

Date: / /

Signature _____

(会員用)

反社会的勢力の排除等に関する誓約書

当社は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、又はその構成員、準構成員、若しくはその構成員でなくなつてから5年を経過しない者、その他の反社会的勢力（総称して、以下「反社会的勢力」と言う。）との取引排除に関し、以下のとおり誓約いたします。

第1条（反社会的勢力との取引排除）

1. 当社は、過去及び将来において、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

- (1) 反社会的勢力でないこと
- (2) 主要な出資者又は役職員が反社会的勢力でないこと
- (3) 反社会的勢力を利用していないこと
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力せず、又は関与していないこと
- (5) 自ら又は第三者を利用して、貴協会及び関係者に対し暴力的な要求、法的な責任を超えた不当な要求、脅迫的な言動・暴力、偽計・威力を用いた信用致損又は業務妨害を行わないこと
- (6) 主要な出資者又は役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

第2条（調査協力）

当社が前条及び法令に違反すると疑われる事情がある場合には、当該違反の有無につき、貴協会は当社の調査を行うことができ、当社はこれに協力いたします。

第3条（除名）

当社が第1条及び法令に違反した場合、又は違反したと疑われる合理的な事情があると貴協会が判断した場合には、貴協会の定款および会員規程に基づき貴協会から除名等の処分があることを認識しております。

以上

東京都新宿区西新宿2-7-1

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会

会 長 辻 本 春 弘 様

XXXX年 月 日

住 所：

会社名：

代表者氏名：

⑩